

# 国保に加入されている70歳以上の皆さんへ・後期高齢者医療の保険証をお持ちの皆さんへ

## 70歳からの高額療養費の自己負担限度額が変わります

医療費が高額になった時に皆さんの負担が大きくなりたくないよう、所得などに応じて自己負担の限度額を定め、それを超えた分はお持ちの健康保険（国保や後期高齢者医療）から支給をしています。（高額療養費制度）この度、国においてこの制度の見直しが行われ、70歳以上の方について、平成29年8月診療分から変更します。世代間の公平と負担能力に応じた負担とする見直しです。健康保険制度を維持していくためにご理解ご協力をお願いします。

### 今回の変更点

70歳以上の皆さんについて以下のように変更されます。

○所得区分が「現役並み所得者」の方について

平成29年8月から、外来の自己負担限度額（月額）が57,600円に変更されます。

○所得区分が「一般」の方について

◎外来（個人ごと）について

平成29年8月から自己負担限度額（月額）が14,000円に変更されます。

ただし、長期療養されている方の負担が増えないよう、年間限度額144,000円が新たに設定されます。これは平成29年7月までの月額限度額12,000円の12か月分で、年間の上限額が平成29年7月までと変わらないように設定されています。

◎外来+入院（世帯ごと）について

平成29年8月から自己負担限度額（月額）が57,600円に変更されます。

ただし、4回目以降の限度額44,400円も設定されます。これによりそれ以前から長期入院して4回目以降の限度額にあたる場合は、平成29年7月までの限度額と変わることはなく、また新たに平成29年8月以降の入院についても、長期入院する場合は57,600円となるのは3か月分で、4回目以降の入院については、同様に44,400円の限度額となります。

平成29年7月診療まで			平成29年8月診療から	
所得区分	外来（個人ごと）の自己負担限度額	外来+入院（世帯ごと）の自己負担限度額	外来（個人ごと）の自己負担限度額	外来+入院（世帯ごと）の自己負担限度額
現役並み所得者	44,000円	※ 80,100円+ (医療費-267,000円)×1%	57,600円	※ 80,100円+ (医療費-267,000円)×1%
一般	12,000円	44,400円	14,000円 (8月~翌年7月 までの年間限度額 144,000円)	※ 57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	8,000円	15,000円

※過去12か月以内に世帯単位の限度額を超えた支給が4回以上あった場合（多数回該当）、4回目以降の限度額は44,400円。

### 認定証の交付を受けましょう

70歳以上の方で、低所得者Ⅰ・Ⅱに該当する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けられます。

医療機関では提示された減額認定証を確認して、窓口での支払いを限度額までとすることとなります。医療費が高額になる場合、あらかじめ申請をして、交付を受けましょう。

なお、70歳以上の方で低所得者区分以外の方については、保険証（70歳以上75歳未満の方は高齢受給者証）で所得区分が確認できるため、認定証の交付申請の必要はありません。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111（内線137・140）

平成29年8月1日～

## 老齢年金を受給するための資格期間が25年から10年に短縮されます

### ◎該当の方には、年金請求書が黄色い封筒で届きます。

資格期間が10年以上25年未満で、該当する方に、日本年金機構より年金請求書及び請求手続きのご案内を随時お送りしています。黄色い封筒が届きましたら、岡谷年金事務所（☎23-3661）にて、請求手続きをしてください。なお、すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、下諏訪町住民環境課国保年金係でも手続きができます。

### ◎年金の受取り

年金の決定後、平成29年8月以降に「年金証書・年金決定通知書」が、日本年金機構より届きます。お支払いは平成29年10月以降になります。

※平成29年8月1日時点で、資格期間が10年未満の60歳以上の方

10年の資格期間がない方でも、「任意加入制度」「後納制度」「特定期間該当届・特例追納制度」「年金記録の再確認」等を行うことで、年金を受け取れる可能性があります。該当すると思われる方は、下記、ねんきんダイヤルにお問い合わせください。（下諏訪町ではご案内できませんのでご注意ください。）

年金についてのお問い合わせは、「ねんきんダイヤル」へお願いします。岡谷年金事務所へお出かけの際も、「ねんきんダイヤル」で予約をしてから行くと待ち時間を短縮できます。

**「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）**

050で始まる電話でおかけになる場合は☎03-6700-1165（一般電話）

【受付時間】月曜日 午前8：30～午後7：00、火～金曜日 午前8：30～午後5：15

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

### ◎ご注意ください

日本年金機構、あるいは下諏訪町から、年金請求書の送付のために手数料などの金銭の支払いを求めることや、銀行の口座番号を聞くことなどはありません。不審な電話や訪問にご注意ください。なにかおかしいな？と感じたら、局番なしの188までお電話ください。つながらない場合は、下諏訪町☎27-1111までご連絡ください。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係 電話27-1111（内線137）

## 後期高齢者医療制度の被保険者の皆さまへ

### 保険証が変わります

平成29年8月1日から

新しい保険証で受診してください。



桃色（旧）  
→ 橙色（新）

現在お使いの後期高齢者医療制度の保険証の有効期限は、7月末日です。新保険証は7月下旬までに町から送付しますので、8月からはお送りしました新しい保険証で受診してください。（保険証の色が橙色に変わります。）

※期限の切れた保険証はご自身で裁断のうえ破棄していただいで結構です。（窓口での回収も行っています。）

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係  
電話27-1111（内線138）  
長野県後期高齢者医療広域連合  
電話026-229-5320

## 国民健康保険高齢者受給者証をお持ちの方へ （70歳から74歳までの国保加入者の皆さまへ）

### 高齢受給者証が更新になります

8月1日からお使いいただく高齢受給者証をお送りします。有効期限が切れた高齢受給者証は、ご自身で裁断のうえ破棄していただいで結構です。

◇「一部負担金の割合」の欄は医療機関窓口での負担割合です。「2割（注）若しくは「3割」と記載されています。

（注）昭和19年4月1日以前に生まれた方は「2割（特例措置により1割）」と記載されています。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係  
電話27-1111（内線137・140）

### 福祉医療受給者証が更新になります

有効期限が平成29年7月31日までの方は、7月中に新しい受給者証を送りました。なお、保険証や振込口座が変更になった方はお知らせください。

■問い合わせ 下諏訪町 住民環境課 国保年金係  
電話27-1111（内線138）